

鳥取県公報

平成30年10月19日(金) 号外第82号

毎週火・金曜日発行

			目	次
\Diamond	条	例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例	川に関する条例の一部を改正する
			条例(45)(税務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • 4
			鳥取県税条例等の一部を改正する条例(46)(")・	• • • • • • • • • • • • 8
			鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(47	7) (住まいまちづくり課) ・・・・13
			鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する	条例(48)(林政企画課)・・・・14
			鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する	条例

(49) (企業局経営企画課) ・・・・・・・・・・・・・・・・15

──公布された条例のあらまし─

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した者(移転 型事業者に限る。)について不動産取得税を課税免除したときは、地方交付税による減収補塡を行うものとさ れたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する特例を定める。

2 条例の概要

- (1) 地域再生計画の公示日から平成32年3月31日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認 定を受け、当該認定の日から2年以内に特定業務施設の用に供する資産で一定の要件を満たすものを新設 し、又は増設した者(移転型事業者に限る。)に対する不動産取得税は、課税免除する。
- (2) (1)の適用を受けるための届出等の手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県税条例等の一部を改正する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

自動車の保有に係る各行政機関における手続をインターネットを利用して一括して行うことができるワンス トップサービスシステムを導入することに伴い、当該システムを使用した場合における自動車取得税及び自動 車税の納付方法を定める。

2 条例の概要

- (1) 自動車取得税及び自動車税について、ワンストップサービスシステムを使用して申告書の提出を行う場 合には、鳥取県収入証紙の貼付けによらず、また、納付書によらず納付することができるものとする。
- (2) 平成31年10月1日に導入される自動車税の環境性能割及び種別割について、(1)と同様の措置を講ず
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地に係る接道規制の特例が新たに設けられたことに伴い、所要の 改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
敷地が避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合	1件につき	27,000円
する幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除く。)に2メ		
ートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその		
用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、交		
通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定		

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取県林業試験場の試験機械の新規導入及び更新に伴い、新たに行うこととなった試験について手数料を定 める等所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
 - (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - ア 実大強度試験(引張試験) 12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額
 - イ 環境試験 (燃焼試験) 16,160円に1試験片につき8,020円を加算した金額
 - (2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。
 - ア 実大強度試験(曲げ試験) 6,190円に1試験片につき3,880円を加算した金額(現行 4,880円に1試 験片につき3,260円を加算した金額)
 - イ 実大強度試験(圧縮試験) 12,120円に1試験片につき4,800円を加算した金額(現行 4,880円に1試 験片につき3,260円を加算した金額)
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

水力を利用して電力を供給する発電施設として新たに私都川発電所を設ける。

- 2 条例の概要
 - (1) 新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法	
私都川発電所	152キロワット	卸売	

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内に おいて規則で定める日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年10月19日

鳥取県知事 平 井

鳥取県条例第45号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均 (地方活力向上地域における県税の不均一課税) 一課税)

第4条 略

- 2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備 設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げ る事業を実施する者に限る。) に対し、再生法省令 第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又 はその敷地である土地の取得 (土地の取得について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当 該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地の取得に限る。) について は、不動産取得税を課さない。
- 3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備 2 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備 設置者(地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げ る事業を実施する者に限る。) について、再生法省 令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋 又はその敷地である土地の取得(土地の取得につい ては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に 当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があっ た場合における当該土地の取得に限る。) に対して 課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び 第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定す る税率に10分の1を乗じて得た率とする。

税)

取県条例第8号) 第2条第2号に規定する企業立地 事業を行う者(平成35年3月31日までに当該企業立 地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を 取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助

第4条 略

設置者について、同条第1号に規定する特別償却設 備である家屋又はその敷地である土地の取得(土地 の取得については、その取得の日の翌日から起算し て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設 の着手があった場合における当該土地の取得に限 る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税 条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これら の規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率と する。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課 (企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課) 税)

第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥 第6条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥 取県条例第8号) 第2条第2号に規定する企業立地 事業を行う者(平成35年3月31日までに当該企業立 地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を 取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助 金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付 金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付

はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3 条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の 適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地 の取得については、その取得の日の翌日から起算し て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設 の着手があった場合における当該土地の取得に限 る。) に対して課する不動産取得税の税率は、県税 条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分 の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

2 · 3 略

- 4 第4条第2項の規定の適用を受けようとする者 は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人に あっては再生法省令第2条第1号に規定する特別償 却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3 月15日又は延長申告期限までに、法人にあっては同 号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の 属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末 日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければ ならない。
 - (1) 住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務 所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却 設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年 月日
 - (3) その他参考となるべき事項
- 5 知事は、前各項の規定による届出があった場合に 4 知事は、前3項の規定による届出があった場合に おいて必要があると認めるときは、当該届出に係る 事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受け 第8条 第4条の規定の適用を受けようとする者は、 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一 課税適用申請書を、個人にあっては再生法省令第2 条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供し た日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限 までに、法人にあっては同号に規定する特別償却設 備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法 人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限まで に、知事に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2 \sim 4$ 略

の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又 の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又 はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3 条、第4条第2項又は前条の規定の適用を受けるこ とができる取得を除き、かつ、土地の取得について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当 該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地の取得に限る。) に対して課 する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第 80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第7条 略

2 · 3 略

おいて必要があると認めるときは、当該届出に係る 事項について調査することができる。

(不均一課税の適用の申請)

次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書 を、個人にあっては再生法省令第2条第1号に規定 する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年 の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人に あっては同号に規定する特別償却設備を事業の用に 供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納 付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出 しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ 略

 $2 \sim 4$ 略

(虚偽の届出者等に対する措置)

までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申 請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為に よりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な 理由がなく第7条第5項若しくは前条第4項の調査 を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から 第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する 不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又 は土地の取得者から当該不動産取得税について第2 条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項、 第5条又は第6条の規定の適用があるべき旨の申告 があり、当該申告が真実であると認めるときは、個 人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属す る年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家 屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法 人事業税申告納付期間の末日から7月を経過する日 まで、第2条第1項、第3条若しくは第4条第2項 の規定により課税を受けないこととなる額又は第4 条第3項、第5条若しくは第6条の規定により不均 一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当 する税額の徴収を猶予する。

2 略

の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4 条第2項若しくは第3項、第5条又は第6条の規定 を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定に かかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶 予したものとみなす。

$4 \sim 7$ 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により 徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係 る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第 4条第2項若しくは第3項、第5条若しくは第6条 の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又 は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明ら かとなったときは、当該徴収を猶予した税額の全部 又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これ を直ちに徴収する。

(虚偽の届出者等に対する措置)

第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第4項 第9条 正当な理由がなく、第7条第1項から第3項 までの届出若しくは前条第1項から第3項までの申 請をせず、若しくは虚偽の記載その他不正な行為に よりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な 理由がなく第7条第4項若しくは前条第4項の調査 を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条から 第6条までの規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第10条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する 不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又 は土地の取得者から当該不動産取得税について第2 条第1項、第3条、第4条第2項、第5条又は第6 条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申 告が真実であると認めるときは、個人にあっては当 該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10 月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取 得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納 付期間の末日から7月を経過する日まで、第2条第 1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこ ととなる額又は第4条第2項、第5条若しくは第6 条の規定により不均一課税の適用を受けることとな る額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間 3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間 の末日の前日までに、第2条第1項、第3条、第4 条第2項、第5条又は第6条の規定を適用する旨の 決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、そ の決定した目の1月後まで徴収を猶予したものとみ なす。

$4 \sim 7$ 略

(徴収猶予の取消し)

第11条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により 徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係 る不動産取得税について第2条第1項、第3条、第 4条第2項、第5条若しくは第6条の規定の適用が ないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の 事由の一部に変更があることが明らかになったとき は、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部につい てその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収す る。

2 • 3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第12条 第2条から第5条までの規定が互いに競合す|第12条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場 る場合には、これらの規定のうち第7条の規定によ る届出又は第8条の規定による申請をする者が選択 するいずれかの規定を適用する。

2 · 3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等) 合には、これらの規定のうち第7条の規定により届 出をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第2項及び第3項の規定 は、この条例の施行の日以後の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税について適用 し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例によ

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。 第7条の表を次のように改める。

改正後

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均 (地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均 一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定 第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定 める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法 省令」という。) 第2条第2号に規定する特別償却 設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に 掲げる事業を実施する者に限る。) について、再生 法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業 の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この 項において「基準年」という。) 以後3年間の各年 又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該 特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の 規定により計算した額に対して課する事業税の額 は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以 下「県税条例」という。) 第58条及び第64条の4の 規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の 右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

2 · 3 略

改正前

一課税)

める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法 省令」という。) 第2条第2号に規定する特別償却 設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に 掲げる事業を実施する者に限る。) について、再生 法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業 の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この 項において「基準年」という。) 以後3年間の各年 又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該 特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の 規定により計算した額に対して課する事業税の額 は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以 下「県税条例」という。) 第58条の2及び第64条の 4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額 に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

2 · 3 略

鳥取県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年10月19日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	(課税地)								
第	55条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、								
	それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴								
	収する。								
	税目	課税地							

改正後

税目	課税地
略	
自動車税	略
	証紙徴収又は第143条の2の規定によ
	る徴収による場合は、東部県税事務
	所の所在地
略	

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法 律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併 せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第 1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第 6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納 付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を 納付することができる。

(自動車税の証紙徴収の手続)

車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定 による登録の申請をする際に、第144条の規定によ の税金を納付しなければならない。この場合には、

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、 それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴 収する。

改正前

税目	課税地
略	
自動車税	略
	証紙徴収による場合は、東部県税事
	務所の所在地
略	

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 略

(自動車税の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動 第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動 車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定 による登録の申請をする際に、次条の規定により提 り提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、そ 出すべき申告書に鳥取県収入証紙をはって、その税 金を納付しなければならない。この場合には、証紙

証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器 による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相 当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受 けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代える ことができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもっ て自動車税を納付すべき者が、行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用 して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請 を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条 の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の 徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にか かわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録 の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定 める方法によることができる。

の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器によ る表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当す る現金を納付した後規則で定める納税済印を受ける ことによって鳥取県収入証紙のはり付けに代えるこ とができる。

(鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例(平成28年鳥取県条例第33号)の一部を次のように改正する。 第3条中鳥取県税条例第5条及び第134条の16の改正規定、第137条の3の次に13条を加える改正規定のうち 第137条の11に係る部分並びに第143条の改正規定を次のように改める。

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、 それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴 収する。

税目	課税地	
略		
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地	
略		
自動車税	種別割(普通徴収によるもの	
	<u>に限る。)</u> は、賦課期日現在	
	における <u>納税者</u> の住所又は事	
	務所若しくは事業所の所在地	
	(住所又は事務所若しくは事	
	業所が県内にない場合にあっ	
	ては、当該自動車の県内にお	
	ける主たる定置場の所在地)	

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、 それぞれ同表の右欄に掲げる課税地において賦課徴 収する。

=== 4월 11년

税目	課税地			
略				
ゴルフ場利用税	西部県税事務所の所在地			
自動車取得税	東部県税事務所の所在地			
略				
自動車税	普通徴収による場合は、賦課			
	期日現在における <u>自動車の所</u>			
	有者(法第145条第2項に規定			
	する場合にあっては買主、同			
	条第3項に規定する場合に			
	<u>あっては使用者)</u> の住所又は			
	事務所若しくは事業所の所在			
	地(住所又は事務所若しくは			
	事業所が県内にない場合に			
	あっては、当該自動車の県内			

環境性能割及び種別割(普通 徴収によるものを除く。) は、東部県税事務所の所在地

略

略

|における主たる定置場の所在|| 批)

証紙徴収又は第143条の2の規 定による徴収による場合は、 東部県税事務所の所在地

略

2 略

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条 の14第1項又は前条の規定によって自動車取得税を 納付する場合(法第131条の規定により当該自動車 取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。) には、これらの規定による申告書又は修正申告書に 鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号) 第3条に規定する収入証紙(以下「鳥取県収入証 紙」という。)を貼ってしなければならない。この 場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代 金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額 面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納 税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り 付けに代えることができる。

2 自動車取得税の納税義務者は、行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法 律第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併 せて鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規 定する電子情報処理組織を使用して第134条の14第 1項の規定による申告書の提出を行う場合には、第 6条及び前項の規定にかかわらず、知事から得た納 付情報により当該自動車取得税額に相当する現金を 納付することができる。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の 9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付す る場合(法第170条の規定により当該環境性能割に 係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、これ らの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入 証紙条例 (昭和39年鳥取県条例第9号) 第3条に規 定する収入証紙(以下「鳥取県収入証紙」とい う。)を貼ってしなければならない。この場合に は、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納 計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額 に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印 を受けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代 えることができる。

2 環境性能割の納税義務者は、行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律 第151号) 第3条第1項の規定により同項に規定す る電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登 録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用 して第137条の9第1項の規定による申告書の提出 を行う場合には、第6条及び前項の規定にかかわら ず、知事から得た納付情報により当該環境性能割額 に相当する現金を納付することができる。

(種別割の証紙徴収の手続)

第143条 前条第2項の規定により証紙をもって種別 第143条 前条第2項の規定により証紙をもって自動 割を納付する者は、新規登録の申請をする際に、第 144条の規定により提出すべき申告書に鳥取県収入 証紙を貼って、その税金を納付しなければならな い。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額 の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は 証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で 定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証 紙の貼付けに代えることができる。

(自動車税の証紙徴収の手続)

車税を納付する者は、道路運送車両法第7条の規定 による登録の申請をする際に、第144条の規定によ り提出すべき申告書に鳥取県収入証紙を貼って、そ の税金を納付しなければならない。この場合には、 証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器 による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相 当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受 けることによって鳥取県収入証紙の貼付けに代える ことができる。

第3条中鳥取県税条例第143条の改正規定の次に次のように加える。

(種別割の徴収方法の特例)

第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもつ 第143条の2 第142条第2項の規定により証紙をもつ て種別割を納付すべき者が、行政手続等における情 報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規 定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し て新規登録の申請を行い、併せて鳥取県行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する条例第3条 第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組 織を使用して次条の規定による申告書の提出を行う 場合の種別割の徴収方法は、第6条及び第142条第 2項の規定にかかわらず、当該種別割を納付すべき 者が当該登録の申請をした際に、法第177条の12の 総務省令で定める方法によることができる。

(自動車税の徴収方法の特例)

て自動車税を納付すべき者が、行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の 規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用 して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請 を行い、併せて鳥取県行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定によ り同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条 の規定による申告書の提出を行う場合の自動車税の 徴収方法は、第6条及び第142条第2項の規定にか かわらず、当該自動車税を納付すべき者が当該登録 の申請をした際に、法第151条の2の総務省令で定 める方法によることができる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 (自動車取得税に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する 部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課する自動車取得税に ついて適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。 (自動車税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、施行日以後の自動車税の納付について適用し、施行日前の自動車税の納付については、なお従前の例による。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改正前			
別表第3 (第13条関係)		別	表第3(第13条関係)			
事務	金額		事務	金額		
略			略			
8 法第43条第2項第1号の規定	1件につき		8 法第43条第1項ただし書の規	1件につき		
に基づく認定	27,000円		定に基づく許可	33,000円		
8の2 法第43条第2項第2号の	1件につき					
規定に基づく許可	33,000円					
略			略			
備考略			備考略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改 正 前				
別表(第3条関係)			另	別表(第3条関係)				
1 試験手数料				1 試験手数料				
区	分	金額(1件)		区分 金額(1件)			金額(1件)	
略				略				
(2) 実大強度	ア 曲げ試験	6,190円に1		(2)	実大強度	曲げ試験又は圧	4,880円に1	
試験		試験片につき		試	験	縮試験	試験片につき	
		3,880円を加					3,260円を加	
		算した金額					算した金額	
	イ 引張試験又	12,120円に1						
	は圧縮試験	試験片につき						
		4,800円を加						
		算した金額						
略				略				
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	16,160円に1		(4)	環境試験	含水率試験	3,760円に1	
		試験片につき					試験片につき	
		8,020円を加					400円を加算	
		算した金額					した金額	
	イ 含水率試験	3,760円に1						
		試験片につき						
		400円を加算						
		した金額						
略				略				
2 略				2	略			
3 機械器具使月	用料			3 機械器具使用料				
			1	į	設備の価格等	等を勘案して知事だ	が別に定める額	
区分		金額						
小型強度試験機 1時間に)き 240円						
パネル強度試験様	幾 1時間につ	1時間につき 410円						
実大強度試験機 1時間)き 1,570円						
恒温器	1時間につ)き 140円						
その他の機械器具	製備の価格	設備の価格等を勘案して						
	知事が別に	知事が別に定める額						

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸

鳥取県条例第49号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後 改正前 (組織) (組織)

う知事の権限に属する事務を処理させるため、鳥取 県企業局を置く。

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最 2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最 大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
横瀬川発電所	198キロワット	
私都川発電所	152キロワット	
略		

第5条 工業用水道事業は、工業生産基盤の整備強化 第5条 工業用水道事業は、工業生産基盤の整備強化 を図るため、工業用水の供給を能率的かつ経済的に 行う。

2 · 3 略

(業務状況の説明書類の提出)

業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(4月 1日から9月30日までのもの)については11月30日 まで、後期分(10月1日から3月31日までのもの) については5月31日までに行うものとする。

2 • 3 略

第3条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限を<u>行</u>第3条 法第14条の規定に基づき、管理者の権限を<u>行</u> なう知事の権限に属する事務を処理させるため、鳥 取県企業局を置く。

(経営の基本)

第4条 略

大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
横瀬川発電所	198キロワット	
略		

を図るため、工業用水の供給を能率的かつ経済的に 行なう。

2 · 3 略

(業務状況の説明書類の提出)

第13条 法第40条の2第1項の規定による県営企業の 第13条 法第40条の2第1項の規定による県営企業の 業務の状況を説明する書類の提出は、前期分(4月 1日から9月30日までのもの)については11月30日 まで、後期分(10月1日から3月31日までのもの) については5月31日までに行なうものとする。

2 · 3 略

附則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 3条、第5条第1項及び第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。